

議第124号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 貸付けの相手方 | 19人 |
| 2 金 額 | 10,800,000円 |

(参 考)

432,000円× 13人＝ 5,616,000円

864,000円× 6人＝ 5,184,000円